

令和元年6月19日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03317

研究課題名（和文）外国判決の承認執行制度に関する包括的研究 - 制度の世界的統一を目指して

研究課題名（英文）Research on Recognition and Enforcement of Foreign Judgments: From the Perspective of the World-Wide Unification

研究代表者

竹下 啓介 (Takeshita, Keisuke)

一橋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60313053

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、外国判決の承認執行に関する法制度について、制度の世界的統一という視点から、分析を行った。世界的な外国の判決の相互承認制度を構築するためには、裁判制度の相互互換性の確保、特に、裁判官の独立や内外国人の差別禁止といった基本原則の共有が必要となることを明らかにした。また、裁判制度の相互互換性が必要であるため、当事者主義に基づく訴訟事件裁判以外の裁判手続によって下された判断の相互承認に関する統一制度の構築がより困難であることも明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

私人の権利の保護といった観点から研究されることの多い外国判決の承認執行制度を世界的統一という観点から分析することで、制度の国際司法共助としての性質を明確にし、制度の前提として各国裁判制度間の相互互換性が重要であることを明らかにした点は学術的意義を有する。また、他国の裁判制度が日本の裁判制度と相互互換的でない場合（他国において裁判官の独立・公平が確保されていない場合等）に判決の相互承認制度の基礎的前提が欠如することを確認した点は、現在の国際環境下での外国判決の承認執行に関する日本法の解釈等の実務的検討における重要な考慮要素の指摘であり、社会的意義を有すると考えられる。

研究成果の概要（英文）：In this research, the rules on recognition and enforcement of foreign judgments were analyzed from the perspective of their unification in the world. This research revealed that the mutual compatibility of judicial systems in each country is essential to realize the world-wide unification of the reciprocal recognition, and particularly the basic principles, such as independence of judges and non-discrimination of foreigners, need to be shared in the world. It is also confirmed that it is more difficult to construct the unified system for the mutual recognition of decisions through court procedures other than those for litigation based on adversary system and independence of judges because of the lack of such mutual compatibility.

研究分野：国際私法、国際民事手続法

キーワード：国際民事手続法 国際私法

1. 研究開始当初の背景

(1) ハーグ国際私法会議における条約の検討

国際取引で重要な紛争解決手段である仲裁について、日本も締約国となっている「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(昭和36年7月14日条約第10号)」が仲裁判断の効力に関する世界的な枠組みを提供し、紛争解決に重要な役割を担っていることから明らかなとおり、各国の国内裁判所における裁判による紛争解決についても、外国判決の承認執行制度の世界的統一により、同様の枠組みが形成されることが望ましい。実際、1990年代から、ハーグ国際私法会議において、外国判決の承認執行制度に関する条約作成のための検討が進められている(詳細については、道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務、2009年)を参照。)しかし、ハーグ国際私法会議における検討の経緯の中では、各国の外国判決の承認執行制度に関する思考の対立、特に、大陸法系諸国の考え方と英米法系諸国の考え方の対立が、議論の障害となっている。同会議における検討では、一度、1999年に国際裁判管轄及び外国判決の承認執行制度に関する包括的な条約案が作成されたものの、各国の考え方の対立から、外交会議における採択が失敗に終わり、結局、2005年に、基本的に専属的な管轄合意がされた場合のみを対象とする国際裁判管轄及び外国判決の承認執行についての条約が採択されたにとどまっている。その後、2012年に外国判決の承認執行制度に関する包括的な条約の作成の議論が再開されたが、条約作成のためには、各国の思考の対立をどのように解決するかが重要な問題となっていた。

(2) 世界的統一の視点からの分析

このような困難が解消されない理由の1つとして、外国判決の承認執行制度が国内法上の制度であり、基本的に各国においては、自国の視点からこの制度を構築してきたため、世界的統一という観点からの研究は、必ずしも十分にされていなかった。無論、EU等において、その域内における構成国の判決について他国での効力を認める条約・EU規則(ブラッセルa規則等)が存在し、域内での考え方の相違は解消されているが、最も対立の激しいEU諸国の考え方と米国等の考え方との対立を止揚する研究はされていなかったため、本研究においては、世界的統一という観点から外国判決の承認執行制度の包括的研究を実施した。

2. 研究の目的

国際取引や国際結婚に起因する国際的な私人間の法律問題が拡大する今日において、各国の裁判所におけるこれらの問題の解決が実効性を得るためには、外国判決の承認執行制度、すなわち、ある国での裁判の効力を他の国でも認める制度が重要であり、その世界的な統一は喫緊の課題である。そのため、現在、この点に関する条約の作成がハーグ国際私法会議で議論されているが、各国の考え方の相違から、議論は困難に直面している。そこで、本研究においては、外国判決の承認執行制度について、その世界的統一という観点から包括的に検討し、特に、制度の世界的な統一の障害の最も重大な要因となっている大陸法系諸国の考え方と英米法系諸国の考え方の対立について、両者を比較・分析することによって、対立の止揚する新たな思考枠組みを構想する。

3. 研究の方法

外国判決の承認執行制度について、その世界的統一を実現する観点から包括的に研究するという目的を達成するため、まず、外国判決の承認執行制度の本質的理解を深めるための研究を、国際私法理論体系が叙述された基礎文献の検討及び近時における新たな制度に関する研究の展開を踏まえて実施した。また、ハーグ国際私法会議の判決プロジェクトにおける外国判決の承認執行に関する条約草案の議論を丁寧に分析することにより、現実に制度の世界的な統一を目指す動きの中で、実際にどのような点が問題となるのかを明らかにすることによって、現実的な世界的統一の動きの中で検討すべき問題点を抽出し、分析・検討するという研究の手法を採った。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

研究成果としては、世界的統一という視点から外国判決の承認執行制度を分析した場合に、各国の裁判制度が有すべき前提を明らかにした点を挙げるができる。世界的な外国の判決の相互承認制度を構築するためには、裁判制度の相互互換性の確保、特に、裁判官の独立や内外国人の差別禁止といった裁判制度の基本原則の共有が必要となること、また、そのような相互互換性が必要となると考えられるため、当事者主義に基づく訴訟事件裁判以外の裁判手続によって下された判断の相互承認に関する統一制度の構築がより困難であることも明らかにした。研究の当初は、大陸法系諸国と英米法系諸国の対立、特に、判決を下した国が、裁判を行う国(法廷地国)として適切な国であるかを判断する間接管轄の要件の考え方等の異なりが大きく、それをどのように調和させるかといった点が問題となると想定されていた。そして、世界的な統一のためにそういった外国判決承認執行の諸要件の調整が必要であること自体はそのとおりであったが、そのような問題以上に、各国の裁判制度の相互互換性が重要であることが確認された。すなわち、世界的な外国判決の承認執行制度の構築は、判決を下す外国の裁判所における裁判を自国の裁判所における裁判と同視することを意味するため、必然的に当該外国裁

判制度・手続が、自国の制度・手続と互換可能なものでなければならないと考えられる。仮に、このような互換性のない裁判制度・手続において下された判決を承認するとすれば、それは自国の裁判手続による裁判を受ける権利を保障しないことにも繋がる点で問題が生じる。

本研究が指摘する外国判決承認執行制度の前提としての各国の裁判制度の相互互換性の意義は、日本企業等が外国で裁判を受けることが一般的になっている現在の国際環境の下で、外国判決の承認執行制度に関する日本法の解釈等にも新たな視点を提供する点においても、重要な社会的意義を有すると考えられる。

(2) 国際司法共助としての外国判決の承認執行制度 裁判制度の相互互換性

外国判決の承認執行制度は、一般に私人の権利の保護のための制度（私人間の紛争解決の終局性を確保し、私人間に跛行的法律関係が発生することを防止する制度）といった観点から研究されることが多いが、本研究では、国際司法共助という性質に着目して分析・検討を行った。このような視点から分析する場合、外国判決の承認執行制度は、各国の裁判制度に基づく判決について相互的に承認執行を行うことで、当該判決が実現しようとする法状態を各国の協力に基づいて実現するための制度という様相を呈する。

このような国家間の協力制度という視点から分析する場合、外国判決の承認執行制度において、判決承認についての相互性（お互いに判決を承認し合って協力すること）が重要な意義を有することとなるのは当然であろう。しかし、制度構築のためには、このような相互性を超えて、判決を下す裁判制度自体の相互互換性も問題となると考えられる。他国での裁判が、自国での裁判に代替するものである以上、各国は、裁判を受ける権利の保障のため、当該外国における裁判手続が自国の視点からも裁判を受ける権利を保障する適切な制度であるか、問題となる。このような裁判制度の相互互換性は、従来の議論ではあまり強調されることはなかった。例えば、日本の議論においても、せいぜい、個別具体的な判決の承認の局面において、承認要件をみたくないことが指摘されるのみであり、例えば、独立が確保されていない裁判官によって下された個別の判決が手続き的公序に反して承認国で承認されないといった点が指摘される程度であった。しかし、国際的な判決の相互承認が適切に機能するためには、そもそも前提として、各国の裁判制度間に一定の質的な均質性・相互互換性が必要となると考えられる。

また、そもそも外国判決の承認執行が欧米諸国において一定の発展を遂げたことの原因自体も、このような裁判制度の均質性・相互互換性にあると考えられた。すなわち、私人の自由を適切に保護するために、二当事者対立構造の下で独立・公平な裁判官によって判決が下されるという制度を各国が共有しているという前提があるからこそ、判決の相互承認が発展を遂げたと考えられる。逆に言えば、政治的影響を受けるなどして独立・公平を保つことのできていない裁判官による裁判が行われる制度を有する国との間では、およそ判決の相互承認制度を構築することは不可能である。また、訴訟事件裁判手続が、当事者が議論を尽くして判決に至る二当事者対立構造を有する点は、そのような各国の裁判制度の均質性に一定の意義を有すると考えられた。更に、当該外国の裁判制度において、外国人・外国法人が適切に保護されているか、外国人・外国法人に対する差別的な待遇がされていないか、恣意的な法解釈によって外国人・外国法人に対して不当な判断が下されるとすれば、自国の裁判制度との相互互換性を認めることはおよそ不可能である。この点で、内外国人の平等・差別禁止といった原則も、裁判制度の中に組み込まれている必要がある。以上のような制度的前提を共有する場合にのみ、外国判決の承認執行制度が世界で発展する可能性があると考えられた。

なお、外国判決の承認執行制度を国際司法共助という視点から分析するための前提として、伝統的に国際司法共助に位置づけられる国際的な送達や証拠収集に関する世界的な協力体制についても研究を行った。特に、現代的な技術を用いた裁判手続行為の実施（インターネットを介したビデオリンクによる証拠収集等）について、従来指摘されるような主権侵害の問題等を中心として、現代的な視点から検討を行った。研究成果としては、このような国境を越える裁判手続行為を円滑に実施するためには、裁判が行われている法廷地国の法の下での手続の規律と、現実に手続が実施される国における規律との整合性・均質性が重要となることを明らかとした。例えば、民事裁判において証言拒否が認められている事由を規定する法について、裁判が行われる国と証人等が所在する国で相互に法制度が整合的でなければならず、円滑に証人尋問等を行うためには、少なくとも、裁判を行う法廷地国では、証人等が所在する国の法への配慮が必要となることを明らかとした。これらの研究成果は、外国判決の承認執行制度の世界的統一における裁判制度の相互互換性の意義の研究に、大きく貢献した。

(3) 司法機関による判断と行政機関による判断の区別

裁判制度間の相互互換性の意義を明らかにしたことによって、近時の議論において指摘される外国の行政機関による判断の承認の問題に対しても、分析のための一定の新たな視点を見出すことができた。例えば、特許権に関する行政庁（特許庁）の判断等、行政機関が準司法機関として司法手続類似の手続によって判断を下す場合があり、これらの判断についても、外国判決に準じて承認することを認める考え方もある。このような考え方は、これらの判断を司法機関による判断（判決）と同質のものと捉え、国家における司法と行政の区別を行わないことを基礎とすると考えられる。確かに、国家機関による判断という点で同質のものと捉えることも可能ではある。しかし、本研究の観点からすると、判断手続の相互互換性が問題となるはずで

あり、すなわち、前述のとおり、二当事者対立構造の下での独立・公平な裁判官による判決という司法機関による判断と、行政府の長を頂点とする行政構造の中に組み込まれた行政機関による判断とで、後者について、判断手続の相互互換性が真に認められるのか、疑問が生じる。以上の観点から、両者の区別の可能性について、検討を行った。

結論としては、行政判断の承認という問題は、外国判決の承認とは、2つの点で異なる問題であることを確認することができた。第1に、外国の行政機関の判断手続は多様であるし、そもそも、その行政府の長を頂点とする行政組織の内部における手続であるため、司法手続と比較した場合に、手続の相互互換性は低く、司法機関の判断の相互承認制度に準じて相互承認を検討することに問題があることが確認された。無論、行政当局間の協力制度が構築されるならば、そのような判断の承認の可能性も否定されないが、それは国家間に共通の行政政策目的が存在する場合にのみ限定されるものであると考えられる。第2に、外国判決の承認執行の議論の中では、内外国の裁判制度の互換、すなわち、自国で行う裁判手続に代替させて外国で行われた裁判手続の結果である判決を承認するという構造があるが、行政機関の判断の承認の場合には、必ずしも、自国での判断手続の代替という構造をとるわけでない点で、外国判決の承認執行制度と質的に異なることが確認された。

(4) 訴訟事件裁判・非訟事件裁判の区別

裁判制度の互換性という観点から、訴訟事件裁判と非訟事件裁判の区別についても、検討を行った。従来の日本の学説においては、訴訟事件・非訟事件の区別なく外国裁判の承認の問題を検討することが一般的であった。実際、本研究期間中に国会で成立した「人事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成30年法20号)によって改正された家事事件手続法79条の2においては、「外国裁判所の家事事件についての確定した裁判(これに準ずる公的機関の判断を含む。)については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第118条の規定を準用する。」と規定され、非訟事件裁判である外国の家事事件裁判の承認の問題も、性質に反しない限りであるが、通常の民事訴訟と同様に扱うこととなった。

しかし、本研究の視点からは、二当事者対立構造の下で独立・公平な裁判官による判断としての判決と、非訟事件裁判における判断が質的に異なるものであり、その承認の可否については、各国における非訟事件裁判の相互互換性について適切に考慮する必要があることが確認された。特に、争訟性のない非訟事件裁判については、関係者間の利害が一致しており、その意図を実現してくれる国で裁判がされることとなるため、そのような関係者の望む裁判を実現する法政策を採る国の判断について各国が承認する制度を世界的に構築することは、関係者の望む裁判を実現する法政策を世界に拡大することを意味するため、注意が必要である。例えば、生殖補助医療によって生まれた子と依頼者夫婦の間の親子関係に関する裁判を各国で承認する制度を作ったとすると、関係者間で依頼者夫婦と子の間の親子関係を成立させることで利害が一致している場合には、それを否定する国で関係当事者が裁判を行う可能性がない以上、生殖補助医療に基づく親子関係を肯定する判断しか出されず、それを世界的に相互承認する制度は、生殖補助医療を肯定する政策を世界的に構築することを意味する。世界各国がそれぞれ自国の法政策を決定すべき問題である以上、そのような政策を前提とする判決承認制度には問題があるし、このことは、争訟性のない非訟事件裁判についての承認を、当事者他律構造の下で独立公平な裁判官によってされる訴訟事件判決の承認と同様に扱うことに対する疑義を生じさせるのである。

(5) 日本法への示唆

本研究は、世界的統一という観点から外国判決の承認執行制度を分析するものであり、日本法における外国判決の承認執行自体について直接に分析することを目的とするものではなかったが、本研究で明らかとなった制度の意義・前提は、日本法に対して一定の示唆を与えるものである。特に、日本では裁判を受ける権利を憲法上の権利と位置づけており(憲法32条)、裁判官の独立等についても憲法で規定している(憲法76条)以上、本研究における相互互換性は、日本における外国判決の承認執行を検討する上でも、重要な意義を有する。

例えば、そもそも日本の民事訴訟法118条で承認の対象とされる「外国裁判所の確定判決」に関し、「外国裁判所」について日本の裁判制度との相互互換性の観点から解釈することを示唆するものである。また、近時においては立法論的な批判の強い同条4号の「相互の保証」の要件についても、意義を再確認すると共に、その制度的前提を明らかにすることができた。

なお、研究年度中には、研究成果の公表として後記のとおり論文等の公表等を行ったものの、これらの分析結果自体を包括的に論ずる書籍の刊行には至らなかった。この点については、できる限り早い段階で公表することができるようにする予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 5件)

竹下啓介「原子力損害賠償に関する条約と外国判決の承認執行」日本エネルギー法研究所月報258号(2019年)1-3頁、査読なし。

竹下啓介「域外証拠収集に関する現代的考察」国際法外交雑誌118巻1号(2019年)(印刷中)、査読なし。

竹下啓介「国際私法における価値中立性」国際私法年報 18 巻（2017 年）107-134 頁，査読あり。

竹下啓介「不法行為に基づく損害賠償債務等の不存在確認の訴えと国際裁判管轄 横濱地判平成 26・8・6」ジュリスト 1504 号（2017 年）135-138 頁，査読あり。

Keisuke Takeshita, Sovereignty and National Civil Procedure: An Analysis of State Practice in Japan, Journal of East Asia and International Law, Vol. 9 (2016), pp. 361-378, <http://dx.doi.org/10.14330/jeail.2016.9.2.03> (DOI). 査読あり。

〔学会発表〕(計 5 件)

竹下啓介「外国判決の承認・執行に関する EU 規則の分析」一橋 EU 法研究会（2018 年 12 月）

Keisuke Takeshita, The Hague Judgments Project: Analysis of the 2018 Draft Convention, 中国社会科学院大学・特別講演会（2018 年 11 月）

竹下啓介「域外証拠収集における現代的考察」国際法学会（2018 年 9 月）

竹下啓介「中国における外国判決の執行についてのコメント」一橋大学法学研究科グローバル・ロー研究センター国際シンポジウム（2017 年 12 月）

竹下啓介「判決プロジェクトの現状と課題」国際経済法学会日韓交流大会（2017 年 10 月）

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。